

加古川市集会所整備事業 補助金制度のご案内

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係

【 TEL:079-427-9195 / FAX:079-441-7161 】

加古川市では、地域コミュニティづくりを支援し、地域住民の福祉向上に寄与するため、町内会・自治会が集会所の新築、増改築、改造等の事業を実施する場合に、経費の一部を助成しています。

経費の一部を助成するにあたり、予算措置が必要となりますので、来年度に事業を実施する予定のある町内会・自治会におかれましては、別添調査票にて必ずご報告ください。

1. 補助率及び補助額

原則として、1町内会・自治会あたり1箇所（補助金利用実績のある集会所又は初めて補助金を利用する集会所）で、町内会・自治会によって設置運営及び利用される施設が対象です。ただし、世帯数が500世帯を超える場合は、2箇所目として交付を受けることができますが、補助率は15%となります。

◎ 1箇所目

【補助率】30%

【補助額】補助対象経費×0.3（1万円未満切り捨て）で補助上限額以内

◎ 2箇所目（過去に補助金を使用した集会所以外の集会所）

【補助率】15%（30%×1/2）

【条件】世帯数が500世帯を超えること

2. 補助対象事業及び補助上限額

補助対象経事業		補助上限額
(1)	【新築・施設買収】 補助対象経費（税抜）100万円以上の事業が対象	880万円
(2)	【増改築・改造】 補助対象経費（税抜）100万円以上の事業が対象	380万円
(3)	【バリアフリー化】 補助対象経費の下限なし	
(4)	【(1)～(3)のための用地買収及び買収した用地の造成】 補助対象経費（税抜）100万円以上の事業が対象	合わせて630万円

3. 補助対象経費

- ・上記 2 表(1)～(3)については、集会所本体にかかる経費が対象で、別棟倉庫・外構工事・備品等は対象外です。
- ・上記 2 表(4)については、建築面積の 3 倍に相当する面積を限度とします。

(参考:下記に掲げる経費は、補助の対象外となります。)

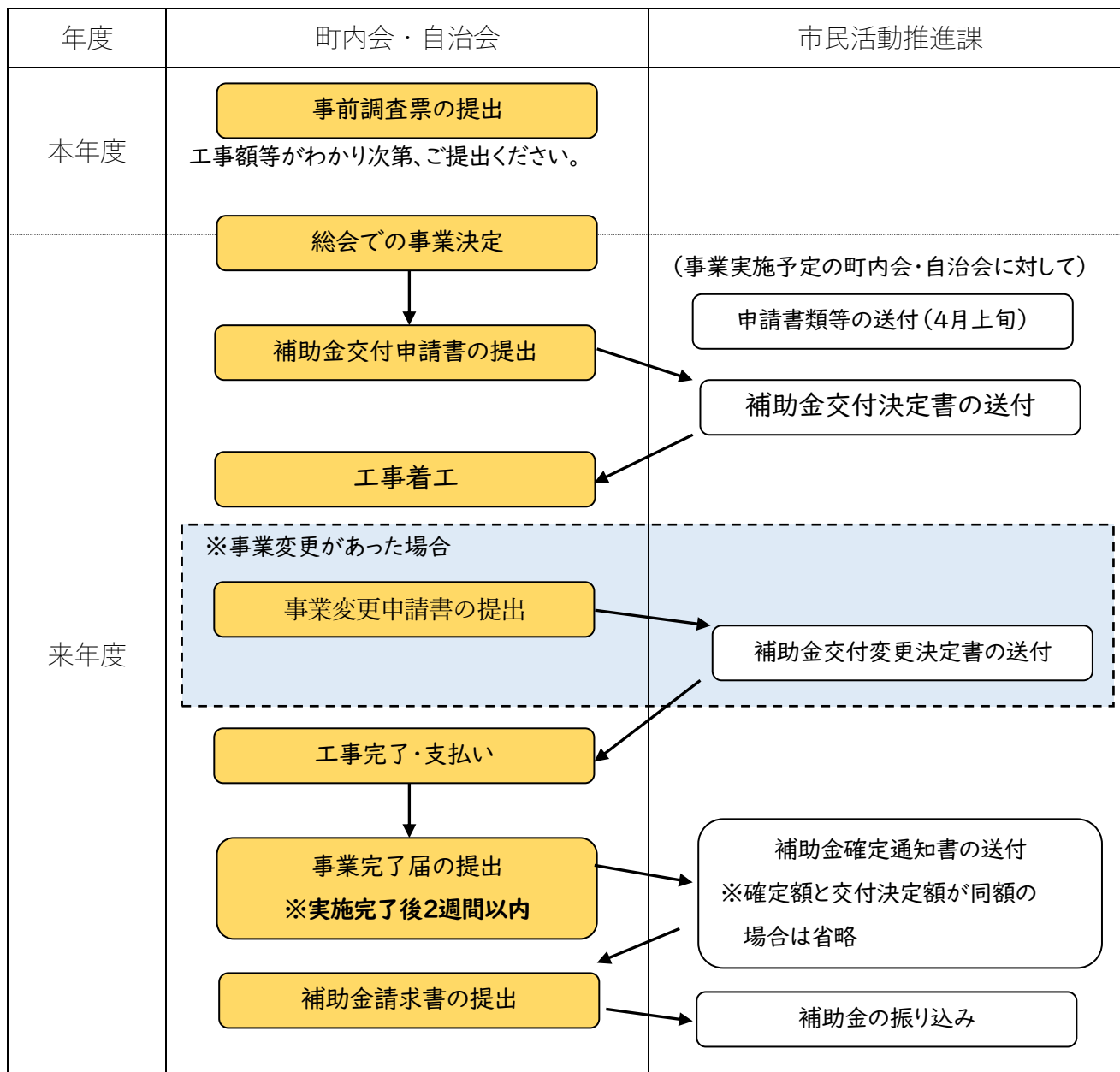
- ・ 備品または消耗品類に相当するものの購入・設置にかかる経費
(例:室内外放送設備、電話、テレビ、ストーブ、扇風機、机、椅子、敷物、カーテン等)
- ・ 門、柵、塀、植樹及び造園工事等にかかる経費
- ・ 車庫、自転車置き場、倉庫等本体以外の建物又は構築物の設置に係る経費
- ・ 消費税、仲介料、補償費、登記関係費、地鎮祭費、地盤調査・診断費等にかかる経費

4. 必要書類

申請時	工事完了後
<ul style="list-style-type: none">① 集会所整備事業補助金交付申請書(様式第1号)② 事業計画書(様式第2号)③ 見積明細書の写し④ 平面図・立面図・付近の見取図⑤ 総会議事録⑥ 集会所用地の所有を証明する書類・所有者の同意書 (新築・増改築の場合)⑦ 建築確認済証の写し(主に新築の場合)⑧ その他市長が必要と認める書類 <p>【管理組合等が所有する集会所の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">① 管理組合等が町内会等の会員で構成されていることを証する書類② 管理組合等が事業を承認したことを証する書類(総会議事録等)③ 町内会等活動のために利用することが認められており、その利用実績が確認できる書類④ 町内会等が事業費を負担することを証する書類	<ul style="list-style-type: none">① 集会所整備事業完了届(様式第6号)② 事業収支精算書(様式第7号)③ 領収書の写し④ 契約書の写し⑤ 完成写真 新築及び施設買収：全景及び各部屋 増改築及び改造等：事業施工部分の新旧 用地買収：全景⑥ 完了検査済証の写し(主に新築の場合)⑦ 所有権移転後の登記謄本(用地買収の場合)⑧ その他市長が必要と認める書類

5. 申請手続きの流れについて（参考）

必ず、事前調査票の提出と事前着工前に交付申請書の提出が必要です。



6. 留意事項

- (1)補助金の交付後、町内会・自治会は5年間新たに補助が受けられません。
- (2)補助対象経費に他の補助金や財産区財産を充当する場合は、補助対象経費からその充当額を除いて補助金を算出します。
- (3)工事着工後の申請は対象となりません。
- (4)補助金は事業完了後の支払いとなるため、一旦は経費全額を町内会資金で支出する必要があります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に市民活動推進課までお問い合わせください。